

京丹後市森林環境整備促進対策事業補助金

【森林施業路開設・改良事業】

1. 事業の概要

森林の有する公益的機能の維持増進の観点から、森林施業と一体的に行う森林施業路の開設等を支援し、森林整備及び木質資源の有効利用を推進します。

2. 対象事業の内容

森林整備に必要かつ森林施業と一体的に行う森林施業路の開設または改良

3. 補助対象者

市内の林業経営体、林業者が組織する団体

4. 補助金額

京都府森林整備補助金交付要綱の規定により算出した標準経費の 10/10 以内の額。ただし、下記により計算した額と事業実績額の少ない方の額を採用します。

なお、交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

標準単価（造林）× 間接費率（現場監督費、社会保険料等）＝ 間接費込単価
間接費込単価 × 延長（m）＝ 補助金額（補助対象経費）

※事業実施主体が消費税の課税事業者である場合は、補助金額の計算に消費税は含まないものとします。

5. 補助金交付の要件等

- ① 森林所有者から施業の同意及び委託を受けた森林施業路の開設または改良とし、森林整備と一体的に行うものであること。
- ② 受益者となる森林所有者が 2 人以上あること。
- ③ 1 路線当たり延長は 100m 以上とし、一体的に行う森林整備施工地内の路線については面積 1ha につき上限 300m、当該施工地までの到達路網については当該施工地内の路網延長以内のものを補助対象とする。
- ④ 全幅員は 1.8m 以上 3.0m 以下であること。
- ⑤ 他の補助事業で交付決定を受ける、または受ける予定の事業でないこと。
- ⑥ 対象地が保安林である場合は所定の許可を得て実施するものであること。

6. 提出書類

(1) 交付申請（事業開始前）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（全体事業、対象事業、目的、概要等）
- ③ 収支計算書（総事業費、対象事業費、補助金額の算出基礎）
- ④ 位置図、森林計画図、事業概略図等
- ⑤ 受益者（2者以上）の構成及び依頼書
- ⑥ 委託契約書、発注書等の写しまたは「参考様式1（手続委任）」など施業の委託を受けたことを証する書類
- ⑦ 事業地の所有状況を表す書類
- ⑧ 森林または土地所有者の同意書（対象地の所有者が申請者と異なる場合）

(2) 実績報告（事業終了後）

- ① 補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 事業結果報告書（全体事業、対象事業、目的、概要等）
- ③ 収支精算書（総事業費、対象事業費、補助金額の収支精算）
- ④ 位置図、森林計画図、事業概略図等
- ⑤ 測量図（事業実施延長が確認できるもの）
- ⑥ 事業費の明細及び支出が確認できる書類
- ⑦ 事業成果を示す写真（事業実施前後の写真）

(3) 交付請求（補助金確定後）

- ① 補助金交付請求書（様式第7号）

(4) 交付決定の変更または中止

交付決定を受けた事業計画においては、「事業費総額の3割を超える減額」、「事業内容の変更」または「事業の中止」があった場合、下記の書類が必要となります。※交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

- ① 変更（中止）承認申請書（様式第3号）
- ② 変更後の事業計画書
- ③ 変更後の収支計算書
- ④ その他変更内容がわかるもの